8 杉 並 第 14860 号
令和 8 年 6 月 10 日

社会医療法人河北医療財団
理事長　河北博文　様

杉並区長　岸本 聡子

「杉並区のご見解と対応について」に対する見解について

令和 8 年 5 月 21 日付の貴財団による「杉並区のご見解と対応について」において示された貴財団のご見解には、事実と異なる記載がありましたので、その点を指摘するとともに、改めて旧河北総合病院の解体工事に関する区の見解をお伝えします。

１　新杉並第一小学校の詳細設計図面の提供について

＜貴財団のご見解＞
〇杉並区に対して早急に必要な情報を提供するよう求めてきた。令和 8 年 1 月 16 日付の「河北総合病院の解体及び撤去の計画について」においても、期限を明示しての情報提供を依頼したが、何ら連絡がなかった。
〇何より、当財団は、区の小学校としての利用に支障が生じないよう、必要な撤去・収去は確実に行うこととしている。

＜区の見解＞
〇令和 7 年 7 月 15 日に、当面の学校建設に支障となる地下構造物等の範囲及び深さを提示しました。これに対し、貴財団から、より詳細な支障範囲の提示を求められたため、貴財団との協議を継続した上で、令和 8 年 3 月 4 日により詳細な図面を提示しています。
〇そのため、速やかに当面の杉並第一小学校建設工事に支障となる地下構造物等の範囲に関する合意文書を取り交わし、その合意に基づき解体工事を進めていただくようお願いします。

２　令和 8 年 1 月 30 日の貴財団理事長と杉並区長との面談について

＜貴財団のご見解＞
〇区長から突然、直接の面談の要請があり、令和 7 年 10 月 30 日付文書に対しても令和 8 年 1 月 16 日付文書に対しても、区からは何ら連絡がなく、どのような話があるのか事前に知らされることのないまま、区長が来訪し、区の方針を一方的に話された。

○令和８年２月13日に、「旧病院の解体工事等に関する区の考えと今後の対応について」と題する書面を持ち込まれ、区議会総務財政委員会の資料とすると告げられた。外部に公にするとのことであったため、記載を正確にしてほしい旨を要望したが受け入れられなかった。

＜区の見解＞

○令和７年10月30日付文書をご提出いただいた際、貴財団から、当該文書は、最後に自らの考えをまとめて区長に提出したいとの貴財団理事長の意向を受け提出するものであり、区からの回答は不要であるとの説明を受けていました。

○令和８年１月30日に区長が貴財団へ伺った趣旨は、実務レベルの協議が平行線をたどっていることから、貴財団理事長と区長との会談により、双方の最終的な考え方を確認させていただくことにあり、面談にあたっては事前に担当者同士で必要な調整を行っています。

○この趣旨に基づき、区長からは、改めて地下構造物等を存置される場合、それに伴う区の一切の損害は貴財団が補償すべきである旨を伝え、これに対し、貴財団理事長からは、「強固な地盤を築いている構造物を抜くという無駄なことはできない」等の考えが示されるなど、双方の見解や主張を確認し合っており、区から一方的に話をしたわけではありません。

○区議会総務財政委員会の資料については、同委員会への報告に先立ち、その内容について令和８年２月13日に区が貴財団に説明を行ったところ、貴財団からは「区が作成したものについてとやかく言う立場にない」とのご発言があったため、同委員会への報告手続を進めたものです。その後、同委員会の直前になり突然、貴財団から資料修正の依頼がありましたが、既に関係委員に当該資料を送付した後の依頼であったことに加え、そもそも内容は区の考えをまとめたものであり、事実関係等に誤りもなかったことから、修正は行いませんでした。

３　阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書第７条の解釈について

＜貴財団のご見解＞

○区は、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業の施行協定書（以下「施行協定」という。）第７条１項が、「杭等の地下構造物等をすべて除去することを定めている」と主張するが、当財団は、杭等の地下構造物を全て除去するとの前提で協定を締結しておらず、区も同様の考えであったと理解している。

○長期にわたって地盤に存在した杭を全て除去することで、地盤の安定性を損ない、周辺地域への影響等も懸念されるため、区は、無用な杭の除去を要求するべきではない。区にとっても、小学校建設に必要かつ十分な杭のみを撤去して学校を建設することが合理的であると考える。

○小学校建設に必要な撤去を当財団が行う限り、区や区民に生じる損害はなく、存置された地下構造物等の撤去費用の請求を受ける根拠となる定めは協定にはない。

＜区の見解＞
〇区は、施行協定締結当時から現在に至るまで一貫して、「土地利用に支障となる障害物（杭、コンクリート等構造物、ダイオキシン類、油分等）が存する場合は、すべての物質について除去し、その費用を負担する」との施行協定書第７条第１項の規定に基づき、当面の土地利用に留まらず将来に渡って支障となる杭等の地下構造物は貴財団の費用によって全て除去すべきであると考えています。
〇区から提出した令和７年６月 13 日付「「河北総合病院解体工事に係る申し入れについてのご回答」に対する見解等」において言及したとおり、地下構造物等の撤去後の埋戻しを適切に行うことで地盤強度は確保できるものと考えております。
〇仮に地下構造物等が存置された場合、再度の学校の建替えや用地の売却等の際に支障となることは明らかであり、土地の価格が下落するとの不動産鑑定士の見解も得ていることから、地下構造物等の存置に伴う区の損害を貴財団が補償するのは当然のことです。

４　旧病院解体工事の工期延伸に伴う費用負担について

＜貴財団のご見解＞
〇工事の延伸に伴って追加で発生するＡ街区の賃借料等については、これまで具体的な協議が行われたことはなく、使用収益の開始日についても、仮換地の時点から今日まで、あえてこれを定めてこなかった。
〇施行者間における、協議や合意のないまま、区が当然のごとく賃貸借による費用負担を当財団に要求することはできない。

＜区の見解＞
〇使用収益の開始日について、仮換地の時点から今日まで、あえてこれを定めてこなかったとの主張は明らかに事実誤認です。Ａ街区及びＣ街区の新たな使用収益開始時期を令和９年１月とすることは、令和６年８月 19 日の施行者会において、貴財団を含む施行者全員の同意により決定しています。
〇施行者会において新たな使用収益開始時期を決定している以上、病院解体工事の工期の延伸により生じる使用収益開始以降のＡ街区の賃借料その他区の損害の一切については、貴財団において補償されるべきです。

５　本件土地区画整理事業の施行に至る経緯と意義について

＜貴財団のご見解＞
〇そもそも本地区の土地区画整理事業は、当財団と隣地を所有する地権者との間で病院の建て替えを行う計画だったところ、区が阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりを行うため参画を希望し、当財団もその公益的意義に鑑みて、共同施行として土地

区画整理事業を実施することとした。

〇救急や感染症など地域の人々の健康を担う非営利法人である当財団に対し、区が不合理かつ過大な要求をすることは、本件土地区画整理事業に反対し見直し等を行った貴職の政治的立場を背景とする、本事業に対する妨害的で威迫的な対応と受け止めざるを得ない。

＜区の見解＞

〇貴財団は、区の希望により阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりを行うこととなったとしていますが、平成 29 年 6 月、区、地権者、貴財団の三者で「阿佐ヶ谷駅北東地区におけるまちづくりの推進に関する協定書」を締結し、土地区画整理事業等一連のまちづくりの取組を行うことを決定するまでには、区、地権者、貴財団の三者間での意見交換はもとより、地域住民や学校関係者とも意見交換を行いながら検討を進めてきた経緯があります。

〇この協定書に基づく土地区画整理事業をはじめとした道路整備や地区計画等の一連の取組により、仮設に移転することなく現在の規模の新病院の改築が可能となったほか、緊急車両のアクセス向上が図られるなど、貴財団にとってもメリットがあるものと考えています。

〇区が全ての地下構造物等の撤去を求めているのは、存置された場合、土地の価格が下落することなどにより区民の財産が毀損されることになるからであり、不合理でも過大でもなく当然の要求です。なお、区長は本事業について、いったん立ち止まり、課題の整理・精査は行いましたが、見直しは行っておりません。

最後に、本事業は公共性の高いものであり、施行者が相互に協力しながら円滑に推進していくことが重要です。区としましては、貴財団も施行者の一員として、本事業の早期実現に向け、誠意あるご対応とご協力をお願いする次第です。